

京都市会訓令甲第1号

市会事務局

市会事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市会議長 津田 大三

第3条第3号を次のように改める。

(3) 所属職員の人事評価及び職員研修に関すること。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)